

令和 6 年 6 月 27 日現在

機関番号：33918

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02081

研究課題名（和文）矯正におけるソーシャルワークの役割と体系化～ドイツ、スイスでの取り組みを参考に～

研究課題名（英文）The role and systemization of social work in correction- Based on initiatives in Germany and Switzerland-

研究代表者

鷲野 明美（Washino, Akemi）

日本福祉大学・福祉経営学部・教授

研究者番号：50711587

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、我が国のソーシャルワークの新たな実践領域である矯正におけるソーシャルワーク、なかでも特に刑務所におけるソーシャルワークに焦点をあて、ドイツとスイスの行刑施設でのソーシャルワークを参考にしながら、それらを体系化することを目的とした。

本研究での研究結果をもとに、法務省名古屋矯正管区の協力を受け、矯正施設のソーシャルワーカーの実践において参考に供するガイドラインとして「初めて矯正施設に勤務するソーシャルワーカーガイドブック - 名古屋矯正管区版 - （仮称）」の案を作成し、同管区に提出した。今後同管区において活用に向けた作成が進められることから、それにも協力することとしている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、ソーシャルワークの新たな実践領域である矯正におけるソーシャルワークを体系的に捉え、それら内容をガイドブック案にまとめた。このことは、矯正におけるソーシャルワーク実践を高いレベルで標準化すること、そして、罪を犯した人が矯正施設出所後に安定した生活を送るために必要なソーシャルワークを確立することにつながるるとともに、ひいては刑事政策の課題である再犯防止にも貢献するものである。

研究成果の概要（英文）： This study focused on correctional social work, a new area of practice for social work in Japan, particularly social work in prisons, with the aim of systematizing it while referring to social work practice in correctional institutions in Germany and Switzerland.

Based on the results of this study, with the cooperation of the Nagoya Regional Correction Headquarter of the Ministry of Justice, I have prepared a draft of the "Guidebook for Social Workers Working in a Correctional Institutions for the First Time - Nagoya Regional Correction Headquarter Edition (tentative title)" as a guideline to serve as reference for social workers in the practice of correctional institutions, and submitted it to the Nagoya Regional Correction Headquarter. As the Nagoya Regional Correction Headquarter will be working on creating this guide with the aim of making it available for use, we have agreed to cooperate with that effort as well.

研究分野：司法福祉、刑事政策

キーワード：矯正 刑務所 ソーシャルワーク ドイツ スイス

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本では高齢者、障害者が福祉的支援を受けられなかったがために犯罪に至り、刑事施設で受刑していることが社会問題となった。これに対し、2004(平成16)年度より精神保健福祉士が、2007(平成19)年度より社会福祉士が矯正施設に配置されるようになり、2009(平成21)年度に地域生活定着支援事業(現在の地域生活定着促進事業)が開始されてからは、福祉職(福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士)の配置施設数および配置人員が大幅に増加している。

このようななか、これら福祉職が行う「矯正におけるソーシャルワーク」に関しては、それぞれの取り組みが文献、論文等で個々に報告されてはいるものの、「矯正におけるソーシャルワーク」を体系的にまとめる研究はなされていなかった。さらには、矯正におけるソーシャルワークの課題として、矯正施設に勤務する多くの福祉職が、矯正における福祉職の業務に関するガイドライン(業務指針)の作成を求めていることが明らかとなった。

一方、ドイツでは、1800年代から行刑施設にソーシャルワーカーが関与しており、1977年施行の連邦刑法においては、各行刑施設へソーシャルワーカーを必要人数配置することが定められ、行刑施設におけるソーシャルワークに関する研究も進められている。また、州ごとにその内容とまとめ方に差はあるものの、行刑におけるソーシャルワーカーに関する「ガイドライン」「業務指針」「職業説明書」等を定めている。

さらに、スイスでは、チューリッヒ州において2012年に行刑施設へのソーシャルワーカーの配置が規則によって定められ、いずれの施設にも配置されるようになった。

このような状況から、本研究では、日本の矯正施設のなかでも、これまでに福祉職の配置数が最も多い刑務所のソーシャルワークに焦点をあて、ドイツ、スイスを参考に、それらを体系化することとした。そして、それらをガイドライン(業務指針)にまとめ、法務省矯正局に対して参考に供することを意図した。

2. 研究の目的

本研究は、日本のソーシャルワークの新たな実践領域である矯正におけるソーシャルワーク、なかでも特に刑務所におけるソーシャルワークに焦点をあて、ドイツとスイスを参考にしながら、それらを体系化することを目的とした。そのうえで、日本の刑務所における実践において参考となるガイドライン(業務指針)を作成し、法務省矯正局に対して参考に供することとした。

3. 研究の方法

ドイツ、スイスの「行刑におけるソーシャルワーク」の理念、目的、役割、専門性、業務、人材育成等について、文献、論文、資料、インターネット等を活用し調査した。

1) ドイツ

ドイツに関しては、7つの州の「司法におけるソーシャルワーク」に関するガイドラインを入手した(バイエルン州、ベルリン州、プレーメン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州)。このうち5つの州のガイドラインは、「行刑におけるソーシャルワーク」に特化した内容で作成されていた(バイエルン州、ベルリン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州、ザクセン州)。

これらガイドラインをもとに、行刑におけるソーシャルワークの理念、目的、役割、専門性、業務、人材育成等を調査するとともに、体系化の参考とした。また、2019年5月にバーデン＝ビュルテンベルク州コンスタンツ行刑施設ジゲン支所およびザクセン州ヴァルドハイム行刑施設を訪問し、そこでのソーシャルワークに関する聞き取り調査を実施した。

2) スイス

スイスに関しては、チューリッヒ州における行刑施設のソーシャルワークについての研究を行った。

チューリッヒ州内の拘置所に勤務し、行刑施設での勤務経験もあるソーシャルワーカーより、行刑施設のソーシャルワークの理念、目的、役割、専門性、業務、人材育成等をまとめた資料の提供を受けた。

4. 研究成果

(1) 調査結果

1) ドイツ

ドイツにおける「行刑のソーシャルワークに関するガイドライン」は、行刑のソーシャルワークの理念、目的、役割、専門性、業務、人材育成等について体系的にまとめられている。また、行刑施設でのソーシャルワーカーへの聞き取り調査において、行刑施設のソーシャルワーカーは、その他の領域で実践を行うソーシャルワーカーと同様に、国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(2014年7月)」を、ソーシャルワーク実践の基盤とし、拠り所としていることを把握した。

以下にバイエルン州、ベルリン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州、ザクセン州の「行刑におけるソーシャルワーク」に関するガイドラインの概要を示す。

バイエルン州：「質的ハンドブック～バイエルンの行刑施設におけるソーシャルサービスのための基準と質的保障～」(2011年5月1日)

<主な業務の諸過程>

- ・受け入れ
 - 受け入れ手順 社会教育的な最初のコンタクト、社会教育的危機介入、処遇調査における協力、行刑計画の作成と更新における協力
- ・受刑者の処遇とケア（社会的支援）
 - 社会教育的処遇とケア 受刑者のケア、受刑者のカウンセリング、受刑者の処遇、受刑者の評価における協力、親族と他の関係者へのソーシャルサービスのコンタクト、受刑者の余暇活動における協力
- ・出所における協力
 - 具体的な出所準備 生活領域、収容室、労働と対価、社会的諸条件、財政（支出）、心理社会的状況、法的状況
- ・人材開発における参加
 - 人材開発 専門的な同僚の採用における参加、新入職員の実習、インターンの指導、スタッフの研修および能力開発への参加

ベルリン州：「ベルリンの行刑施設におけるソーシャルワークの基準～ベルリンの行刑施設におけるソーシャルワーカーの主な業務過程と役割～」(2024年6月)

- ・前文 ソーシャルワークの基準、ソーシャルワークの部門、基準の成立
- ・専門性の確保 持続的な研修
- ・主な業務過程 受刑者の受け入れ（最初のコンタクト、初回面接、判定手順、初期の行刑・統合計画、行刑・統合計画の更新）、ケア、カウンセリング、処遇（危機介入、受刑者のケア、受刑者のカウンセリング、受刑者の処遇、受刑者の評価/供述、親族や他の関係者とのコンタクト、受刑者の余暇活動への参加）、経過管理（ネットワーキング、具体的な統合計画、出所に関する話しあい）
- ・担当者の責任 スーパーバイザーの役割、新人ソーシャルワーカーの実習、インターンの指導
- ・文献等関連資料 専門書、専門誌、関連ニュースレター、行刑施設の図書館、提案と提言

ノルトライン＝ヴェストファーレン州：「ソーシャルサービスの情報書」(2023年6月)

- ・前文
- ・行動指針 我々の使命、我々の目的、我々の有用性、我々の方法論
- ・組織構造 州における司法のソーシャルサービスの配分計画
- ・特質の進展と保証

ラインラント＝プファルツ州：「行刑におけるソーシャルワークの基準 ラインラント＝プファルツ」(2005年4月)

- ・前文
- ・基本原則
- ・行刑施設におけるソーシャルサービスの活動のための法的根拠
- ・方法論的原則
- ・拘留
 1. ソーシャルワークの初回面接
 2. 処遇調査への参加
 3. 行刑中のソーシャルワークの介入 受刑者のための人的コンタクト、関係者（家族、親類）へのコンタクト、ソーシャルサービスの達成、グループワーク
 4. 釈放時の社会的支援
 5. 資料整備
 6. 諸条件の骨子 人的資源、施設と設備、職務と所轄事項、専門サービス会議、持続的研修、スーパービジョン
- ・未決勾留
- ・少年行刑
- ・付録

ザクセン州：「自由都市ザクセン 行刑施設のソーシャルワークのための基準」(2015年12月)

- ・前文
- ・一般原則 行刑のあり方、行刑生活における自由、受刑者の位置づけ、社会的支援

・行刑施設におけるソーシャルサービス 社会的職務の役割、行刑組織におけるソーシャルワーク：目的と役割、ソーシャルワークの方法

・ソーシャルサービスの基準 受け入れ、拘留開始時の継続的ケア、判定手順、行刑・統合計画、同伴者との話し合い、判定、統合と釈放の準備、拘留の終了時における継続的ケア、ソーシャルサービスへの申請

・人事・組織開発 職業的資格、新しいソーシャルサービスの実習、持続的研修、教育活動、ケア/インターンシップ/実習、スーパービジョン/ケースディスカッション

2) スイス

スイスのチューリッヒ州では州の行刑命令の改正に伴い、2011 年末までは保護観察および行刑部門により行われていた拘置所と行刑施設における社会福祉的な相談を、2012 年からは各施設の社会福祉部門において行うよう変更され、いずれの施設にもソーシャルワーカーが配置されるようになった。行刑施設のソーシャルワーカーは、国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014 年 7 月)を基盤に、クライアントに対する個別の相談を行ったり、エンパワメント、現物支給による支援、拘留による社会的および経済的な影響をできるだけ軽減し、個人の能力の活用を重視した支援を行っている。主に、クライアントが抱える経済的な問題や、就労、住居、家族関係、その他社会復帰に必要な様々な課題に対して、内部の関係部署に加え、入国管理局、社会福祉機関、税務署、債務執行事務所、困窮者や難民を対象とした支援機関、行刑施設退所者を支援する団体等と連携しながら対応していることを把握した。

(2) 矯正のソーシャルワーカーを対象としたガイドライン(業務指針)の作成

これまでの研究結果をもとに、法務省名古屋矯正管区の協力を受け、矯正施設のソーシャルワーカーの実践において参考に供するガイドラインとして「初めて矯正施設に勤務するソーシャルワーカーガイドブック - 名古屋矯正管区版 - (仮称)」の案を作成し、名古屋矯正管区に提出した。その際、東京矯正管区作成の「初めて矯正施設に勤務するソーシャルワーカーガイドブック」も参考としている。

今後名古屋矯正管区において活用に向けた作成が進められることから、それにも協力することとしている。

「初めて矯正施設に勤務するソーシャルワーカーガイドブック - 名古屋矯正管区版 - (仮称)」

はじめに

第1章 再犯防止対策と「司法と福祉の連携」による社会復帰支援

1. 再犯防止推進の取組み

2. 「司法と福祉の連携」による社会復帰支援

(1) 「司法と福祉の連携」による社会復帰支援の必要性と推進の経緯

(2) 矯正施設出所者への支援【出口支援】

(3) 被疑者・被告人段階での支援【入口支援】

(4) 法改正に伴う「刑事司法と福祉の連携」による更なる取組み

第2章 矯正施設の福祉職

1. 矯正における福祉職

(1) 矯正施設への福祉職の配置

(2) 社会福祉士および精神保健福祉士

(3) 矯正における福祉職の業務

2. 矯正の福祉職としてのアイデンティティ

(1) 矯正職員の使命

(2) ソーシャルワークと「ソーシャルワーカーの倫理綱領」

1) ソーシャルワークとは

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義のアジア太平洋地域における展開

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開

2) ソーシャルワーカーの倫理綱領

3) ソーシャルワーカーのその他の価値・理念

「社会福祉士の倫理綱領」「社会福祉士の行動規範」

「精神保健福祉士の倫理綱領」「精神保健福祉士の業務指針」

3. 矯正における多職種連携

(1) 多職種連携コンピテンシー

第3章 刑事施設

1. 刑事施設のあらまし

- 2．刑事施設における被収容者の処遇
- 3．受刑者に対する矯正処遇の実施
- 4．再犯防止対策
- 5．PFI 刑務所等
- 6．国際受刑者移送
- 第4章 少年施設
 - 1．少年院とは
 - 2．保護処分の流れ
 - 3．矯正教育の計画等
 - 4．入院から出院までの流れ
 - 5．少年院の一日（例）
 - 6．矯正教育の内容
 - 7．社会復帰支援の充実
 - 8．保護者との協力
 - 9．少年院視察委員会
- 第5章 刑事司法機関における福祉的支援の取組
 - 1．保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組～高齢又は障害のある者等への支援等～
 - （1）関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
 - （2）保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化
 - （3）高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施
- 第6章 特別調整
- 第7章 研修・協議会
- 第8章 関連情報
- 第9章 参考文献・資料

このうち、第3章刑事施設については、法務省矯正局「日本の刑事施設」P4～19を、第4章少年施設については、法務省矯正局「明日につなぐ 少年院のしおり」を、第5章刑事司法機関における福祉的支援の取組については、法務省『令和4年版再犯防止推進白書』P90～97を引用している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鷲野明美
2. 発表標題 矯正におけるソーシャルワークの現状と課題～「特別調整に関する業務以外の業務」に焦点を当てて～
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鷲野明美	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 222
3. 書名 刑事政策におけるソーシャルワークの有効性-高齢者犯罪への対応に関する日独比較研究-	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------